

令和6年6月10日

法務省民事局

1. 成年後見制度の利用促進のための周知

※令和5年度

○ 任意後見制度に関するリーフレットの増刷

- ・ 任意後見制度に関するリーフレットを767,200部増刷し、法務局、各種専門職団体、市区町村、社会福祉協議会、公証役場等に配布（参考1）

○ 成年後見制度・成年後見登記制度に関するパンフレットの増刷・ポスターの新規作成

- ・ 成年後見制度・成年後見登記制度に関するパンフレットを770,500部増刷し、また、新たにポスターを7,820部作成し、法務局、各種専門職団体、市区町村、社会福祉協議会、中核機関、公証役場等に配布（参考2）

○ 任意後見制度に関する周知用動画の作成

- ・ 任意後見制度に関する周知用動画を作成し、YouTube法務省チャンネルで公開（参考3）

○ 成年後見制度に関するインターネット広告の実施

- ・ 令和6年1月から2月まで、インターネット広告を実施
※WEBサイトの広告枠に画像広告を表示させるもの及び検索内容に応じて、検索結果の上位に法務省ホームページの関係部分を表示させるもの

任意後見人となる方を自分で選ぶことができます。



以下のような事務を委任することができます。

「財産管理に関する法律行為」

- 本人の預貯金の管理・払戻し
- 不動産等の重要な財産の処分 など

「身上監護に関する事務」

- 介護サービスの契約締結
- 福祉関係施設への入所契約締結 など

当事者間の合意によって、法律の趣旨に反しない限り、自由に委任する事務の内容を決めることができます。

※成年後見制度には、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。
法定後見制度は、家庭裁判所が個々の事案に応じて成年後見人等を選任し、その権限も基本的に法律で定められているなどの点で、任意後見制度と違いがあります。



これから任意後見契約を結ばれる方

- 全国の公証役場

<https://www.koshonin.gr.jp/list>



任意後見監督人選任手続について

- 全国の家庭裁判所

任意後見制度について

- 法務省民事局参事官室

TEL : 03-3580-4111 (代表)



成年後見制度・成年後見登記制度について

法務省ホームページ
「成年後見制度・成年後見登記制度」

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>



(令和 4 年 2 月発行)

任意後見制度を知っていますか？



法務省民事局



任意後見制度とは、どのような制度ですか？

本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度です。



任意後見契約で委任された事務は、いつから行うことができますか？

任意後見契約は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から効力が生じます。自分の判断能力が低下した場合に備えて任意後見契約を締結した本人の意向を踏まえると、任意後見人となる方は、本人の判断能力が低下した場合には、速やかに任意後見監督人の選任の申立をすることが求められます。



1

最近物忘れがひどくて、将来が不安...



2



● 任意後見契約は、公正証書によって契約する必要があります。

● 法律の専門家である公証人が、本人の真意を確認し、確実な内容の契約が結ばれるようサポートします。

※任意後見監督人が選任されていない状態では、まだ受任者は任意後見契約で委任された事務を行えません。

3



4 家庭裁判所に対し、「任意後見監督人」選任の申立てをします。

※本人以外の方が申立てをする場合、任意後見監督人を選任するには本人の同意が必要です。(ただし、本人が無意思表示をすることができないときは必要ありません。)

5 家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から任意後見契約の効力が生じ、受任者が任意後見人となり、任意後見契約で委任された事務を開始します。

任意後見監督人は、任意後見人が任意後見契約の内容どおり、適正に仕事をしているかを監督します。





- ・ 法定後見制度・任意後見制度・後見登記制度について、制度の概要や手続などをQA方式で説明
- ・ 任意後見制度及び後見・保佐・補助類型の事例について、メリットをわかりやすい形で説明





- 成年後見制度のうち、特に任意後見制度について、制度の概要や手続などを、架空事例を用いて説明

2. 成年後見制度の見直しに向けた検討状況

現状及び課題

【成年後見制度を取り巻く状況】

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくする必要があります。

令和4年10月1日現在、我が国の65歳以上人口は3,624万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)も29.0%となった。

【成年後見制度に対する主な指摘】

- 利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。
- 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- 任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

【成年後見制度に関する国内外の動向】

令和4年 3月 第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定（対象期間は、令和4年度～令和8年度）
令和4年10月 障害者権利条約の第1回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見

国内外の動向をも踏まえ、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う必要【令和6年2月に法制審議会に諮問】

政府方針

第二期成年後見制度利用促進基本計画（R4.3.25閣議決定 抄）

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

（参考）障害者の権利に関する条約（R4.10.7 抄）
第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見

28. 一般的意見第1号（2014年）法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。
- (a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

主な検討テーマ

現状及び課題

検討

法定後見制度における
開始、終了等に関する
ルールの在り方

利用動機の課題（例えば、遺産分割）
が解決しても、**判断能力が回復しない
限り利用をやめることができない。**

一定の期間制や、具体的な利用の
必要性を考慮して開始し、必要性が
なくなれば終了する仕組みを検討

法定後見制度における
取消権、代理権に
関するルールの在り方

成年後見人には包括的な取消権、
代理権があり、**本人の自己決定が
必要以上に制限される場合がある。**

本人の同意を要件とする仕組みや、
本人にとって必要な範囲に限定して
付与する仕組みを検討

法定後見制度における
成年後見人等の交代
に関するルールの在り方

本人の状況の変化に応じた成年後見人
等の交代が実現せず、**本人がそのニーズに
合った保護を受けることができない。**

本人の状況に合わせて成年後見人等
の交代を可能とするなど適切な保護を
受けることができる仕組みを検討

任意後見制度における
適切な時機の監督人
選任を確保する方策

本人の判断能力が低下した後も
**適切な時機に任意後見監督人の
選任申立てがされず、任意後見契約の
効力が生じない。**

任意後見受任者に任意後見監督人
選任の申立てを義務付ける仕組みや
申立権者の範囲の見直しを検討

その他のテーマ

- 法定後見制度における類型の見直し
- 成年後見人等の報酬の在り方